

川口市福祉部指定管理者候補者選定及び 評価専門委員会における選定結果

施設概要

施設名	川口市立新郷保育所
所在地	川口市東本郷 1 0 0 0
構造規模	建物規模 敷地面積 2,425.87㎡ 延床面積 548.78㎡ 建物構造 鉄骨造平屋建て 施設内容 保育室（0歳児～5歳児）、遊戯室、トイレ、厨房、事務室
規模	120人定員（0歳児～5歳児）
所管課	福祉部保育課

選定概要

指定期間	平成27年4月1日～平成37年3月31日 【10年】
更新に係る評価	新郷保育所について、学校法人小沢学園に随意指定により、引き続き運営を委託することが望ましい。
選定種別	随意指定
指定管理料	国が定める保育単価表及び川口市公設民営保育所補助金交付要綱に基づき算出された額
指定管理者	学校法人 小沢学園

指定管理者の概要

指定管理者	学校法人 小沢学園
所在地	川口市安行領根岸 2 1 4 3 - 1
代表者	理事長 小澤 隆治
主な業種	幼児教育
指定管理料	96,248,614円（平成24年度決算額）
法人の目的	教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。
法人の事業	上記所在地において、松原幼稚園を運営。また、東本郷地内にて新郷松原幼稚園を運営。
役員の状況	理事 6名 監事 2名

福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会における選定結果

評価結果	4.06点
利用者の総合満足度	94.1%
選定理由	法人の現状、運営の基本方針・目標、職員の体制、保育の体制、保育の内容、多様な保育ニーズへの対応、保護者に対する育児支援・保育相談、安全衛生管理体制・危機管理体制、地域との連携、地域の子育て支援等について、川口市福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会委員による書類審査及び現地視察・ヒアリングを実施し、評価を行った結果が良好なことに加え、保護者を対象とした利用者アンケートの結果においても満足・やや満足度の割合が94.1%と非常に高く評価されている点、保育の継続性・安定性等を考慮すると、新郷保育所の運営は、非公募による随意指定にて、引き続き、現在の運営法人を指定することが望ましいと判断したものである。

川口市指定管理者候補者選定及び評価会議における意見等

意見等	川口市立新郷保育所の指定管理者候補者の選定については、福祉部指定管理者候補者選定専門委員会で適正な選定手続きがなされ、候補者として選定基準等に合致しているものと判断した。
-----	---

選定資料

選定書類	添付資料
評価経過及び評価結果	別紙 1
審査基準及び評価項目	別紙 2

選定経過

川口市指定管理者候補者選定及び評価会議及び専門委員会選定スケジュール	日程
○第1回専門委員会○ 更新対象施設を運営する指定管理者の概要及び評価方法等について、現地視察及びヒアリング	平成25年12月26日
○第2回専門委員会○ 指定管理者評価の決定	平成26年1月24日
●川口市指定管理者候補者選定及び評価会議●	平成26年2月12日

福祉部指定管理者候補者選定専門委員会委員名簿

	役職	氏名	区分	現職等
1	委員長	大久保 光人	川口市職員	川口市福祉部長
2	委員	小林 修	外部有識者	小林 修 税理士事務所所長
3	委員	吉田 武人	外部有識者	前埼玉県保育協議会会長・社会福祉法人成恵福祉会理事長
4	委員	尾木 まり	外部有識者	子どもの領域研究所所長
5	委員	橘田 由美子	川口市職員	川口市保育所長研修会会長・市立栄町保育所長

川口市指定管理者候補者選定及び評価会議委員名簿

	役職	氏名	区分	現職等
1	会長	澁谷 祥晴	副市長	
2	副会長	山野 光雄	弁護士	元公平委員会委員
3	委員	城口 美恵子	弁護士	川口簡易裁判所 民事司法委員
4	委員	鈴木 真由美	税理士	関東信越税理士会 川口支部所属
5	委員	寺田 美津司	社会保険労務士	埼玉県社会保険労務士会 川口支部長
6	委員	木村 裕美	中小企業診断士	早稲田大学都市・地域研究所 招聘研究員
7	委員	伊藤 正樹	市民代表	川口機械工業企業研究会特別幹事
8	委員	佐藤 千恵子	市民代表	すこやか相談員
9	委員	橋本 泰孝	市民代表	特定非営利法人 川口市民環境会議 副代表理事

「川口市福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会」における
評価経過及び評価結果について

評価対象施設	評価経過及び評価結果
<p>川口市立 新郷保育所 [学校法人 小沢学園]</p>	<p>川口市福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会において、2回の委員会（現地視察・事業者ヒアリング含む）を開催し、次の内容について審議した。</p> <p>I 福祉サービスの基本方針と組織 [1 理念・基本方針 2 計画の策定 3 管理者の責任とリーダーシップ]</p> <p>II 組織の運営管理 [1 経営状況の把握 2 人材の確保・養成 3 安全管理 4 地域との交流と連携]</p> <p>III 適切な福祉サービスの実施 [1 利用者本位の福祉サービス 2 サービスの質の確保 3 サービスの開始・継続 4 サービス実施計画の策定 5 個人情報保護]</p> <p>IV 適切な処遇の確保 [1 快適な施設環境の確保 2 保育内容 3 保育上特に配慮を要する子どもへの対応 4 健康管理 5 保護者との連携]</p> <p>I～IVの各評価項目について、施設の現地視察及び運営法人のヒアリング結果並びに利用者アンケートの結果を総合的に評価したところ、次のような評価を得た。</p> <p>5点満点中</p> <p align="center">川口市立新郷保育所 4.06 点（平均点）</p> <p>以上の評価結果が良好なことに加え、保育所利用者アンケート（満足度調査）においても、良好な結果が得られたことから、新郷保育所の運営は非公募による随意指定にて、引き続き、学校法人小沢学園を指定することが望ましいと判断する。</p>

新郷保育所に係る各委員の評価結果

評価項目	A	B	C	D	E	平均点
I 福祉サービスの基本方針と組織						
1 理念・基本方針	4	5	5	4	4	4.40
2 計画の策定	4	4	4	4	4	4.00
3 管理者の責任とリーダーシップ	4	4	5	4	4	4.20
II 組織の運営管理						
1 経営状況の把握	4	4	4	4	4	4.00
2 人材の確保・養成	3	4	5	5	4	4.20
3 安全管理	4	4	4	4	5	4.20
4 地域との交流と連携	3	4	4	4	5	4.00
III 適切な福祉サービスの実施						
1 利用者本位の福祉サービス	4	3	4	4	4	3.80
2 サービスの質の確保	4	4	4	4	4	4.00
3 サービスの開始・継続	4	4	4	4	4	4.00
4 サービス実施計画の策定	3	4	4	4	4	3.80
5 個人情報の保護	3	4	4	3	5	3.80
IV 適切な処遇の確保						
1 快適な施設環境の確保	4	4	4	4	5	4.20
2 保育内容	4	5	5	4	4	4.40
3 保育上特に配慮を要する子どもへの対応	3	4	4	4	5	4.00
4 健康管理	4	4	4	4	4	4.00
5 保護者との連携	4	4	4	4	4	4.00
平均点	3.71	4.06	4.24	4.00	4.29	4.06

福祉施設の指定管理者評価に関する審査基準

1 趣旨

これは川口市福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会設置要綱により、福祉施設の指定管理者の評価に当たって遵守すべき基準等を定める。

2 審査要件

- (1) 対象法人 福祉施設の指定管理者
- (2) 審査の方法 委員会において、管理状況の実施状況、管理に係る収支状況、労働環境調書、その他事業の実施状況等関係書類の審査及びヒアリングを行い、下記の審査要領に基づき5段階の評価基準のいずれに該当するかを評定する。

5段階の評定基準

「優良」	5
「良好」	4
「適正」	3
「要改善」	2
「要指導」	1

委員会による総合評価の点数を合計し、その結果を指定管理者候補者選定及び評価会議に提出する。

(3) 審査要領

審査項目	審査内容	関係書類
共通評価基準		1 管理業務の実施状況 (事業報告書) 2 管理に係る収支状況 (収支報告書) 3 労働環境調書 4 福祉施設に係る事業 の実施状況について 5 アンケート調査
1 福祉サービスの 基本方針と組織	(1) 理念・基本方針 (2) 計画の策定 (3) 管理者の責任とリーダーシップ	
2 組織の運営管理	(1) 経営状況の把握 (2) 人材の確保・養成 (3) 安全管理 (4) 地域との交流と連携	
3 適切な福祉サー ビスの実施	(1) 利用者本位の福祉サービス (2) サービスの質の確保 (3) サービスの開始・継続 (4) サービス実施計画の策定 (5) 個人情報の保護	
施設別評価基準 (別添のとおり)		

【特別養護老人ホーム】、【養護老人ホーム】、【軽費老人ホーム】

審査項目	審査内容	関係書類
4 適切な処遇の確保	(1) 個別サービスの提供 (2) 家族との交流の確保 (3) 利用者の人権の擁護	

【障害者福祉：施設サービス】、【在宅サービス・居宅介護】、【在宅サービス・デイサービス】、【在宅サービス・短期入所】、【在宅サービス・グループホーム】

審査項目	審査内容	関係書類
4 適切な処遇の確保	(1) サービスの実施	

【保育所】

審査項目	審査内容	関係書類
4 適切な処遇の確保	(1) 快適な施設環境の確保 (2) 保育内容 (3) 保育上特に配慮を要する子どもへの対応 (4) 健康管理 (5) 保護者との連携	

【母子生活支援施設】

審査項目	審査内容	関係書類
4 適切な処遇の確保	(1) 環境 (2) 母子の権利擁護 (3) 福祉サービスの適切な実施（自立支援に向けて） (4) 母子の安全管理	

【児童センター】

審査項目	審査内容	関係書類
4 児童センターの活動に関する事項	(1) 遊びの環境整備 (2) 乳幼児と保護者への対応 (3) 小学生への対応 (4) 中高生への対応 (5) 利用者からの相談への対応 (6) 障害児への対応 (7) 地域の子育て環境づくり (8) 広報活動	

保育所に係る評価項目について

評価項目	
I 福祉サービスの基本方針と組織	
1 理念・基本方針	
	(1) 理念、基本方針が確立されている。 ① 理念が明文化されている。 ② 理念に基づく基本方針が明文化されている。 (2) 理念や基本方針が周知されている。 ① 理念や基本方針が職員に周知されている。 ② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。
2 計画の策定	
	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。 ① 中・長期計画が策定されている。 ② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。 (2) 計画が適切に策定されている。 ① 計画の策定が組織的に行われている。 ② 計画が職員や利用者等に周知されている。
3 管理者の責任とリーダーシップ	
	(1) 管理者の責任が明確にされている。 ① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。 ② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。 (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。 ① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。 ② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。
II 組織の運営管理	
1 経営状況の把握	
	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。 ① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。 ② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。 ③ 外部監査が実施されている。
2 人材の確保・養成	
	(1) 人事管理の体制が整備されている。 ① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。 ② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。 (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。 ① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。 ② 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。 (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。 ① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。 ② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。 ③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。 (4) 実習生の受け入れが適切に行われている。 ① 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。 ② 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。
3 安全管理	
	(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。 ① 緊急時(事故、感染症の発生時など)の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。 ② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。 ③ 避難訓練等の実施を定期的に行っている。

評価項目	
4 地域との交流と連携	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域との関係が適切に確保されている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。 ② 事業所が有する機能を地域に還元している。 ③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 (2) 関係機関との連携が確保されている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 必要な社会資源(関係機関・団体)を明確にしている。 ② 必要な社会資源(関係機関・団体)との連携が適切に行われている。 (3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域の福祉ニーズを把握している。 ② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	
1 利用者本位の福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。 ② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。 (2) 利用者満足の向上に努めている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。 ② 利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。 (3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。 ② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。 ③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。
2 サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> (1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。 <ul style="list-style-type: none"> ① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。 ② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。 ③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。 (2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。 <ul style="list-style-type: none"> ① 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。 ② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 (3) サービス実施の記録が適切に行われている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。 ② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。 ③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。
3 サービスの開始・継続	<ul style="list-style-type: none"> (1) サービス提供の開始が適切に行われている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。 ② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。 (2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業者の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。
4 サービス実施計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> (1) 利用者のアセスメント(利用者の状況を正確に把握すること)が行われている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 定められた手順に従ってアセスメント(利用者の状況を正確に把握すること)を行っている。 ② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。 (2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。 <ul style="list-style-type: none"> ① サービス実施計画を適切に策定している。 ② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。

評価項目	
5	個人情報保護
	(1) 個人情報の管理が適切に行われている。 ① 情報公開や個人情報の保護を理解し適切に行っている。
IV 適切な処遇の確保	
1	快適な施設環境の確保
	(1) 快適な施設環境の確保 ① 子どもが快適に過ごせるような環境(設備面)への配慮がなされている。 ② 生活の場に相応しい環境が確保されている。
2	保育内容
	(1) 共感・受容 ① 子ども一人一人への理解を深め、受容しようと努めている。 (2) 遊び ① 子どもの主体的な遊びを尊重している。 ② 子どもの体験を豊かなものとし、興味・関心が育つ工夫をしている。 ③ 子どもが歌やリズム、絵や文字、からだを動かすなどの活動を通して、自分の気持ちを自由に表現できるよう配慮している。 ④ 遊びや生活を通して子ども同士の関係や保育士との関係が育つよう配慮している。 (3) 生活 ① 食事を豊かに楽しむ工夫をしている。 ② 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。 ③ 子どもの食生活について、家庭と連携している。 ④ 基本的な生活習慣や生理現象に関して、一人一人の子どもの状況に応じて対応している。 ⑤ 午睡・休息は、発達や日々の子どもの状況に応じて対応している。 (4) 性差 ① 性差への先入観による固定的な対応をしていない。 (5) 乳児保育、長時間保育 ① 乳児保育のための環境整備、保育内容の配慮を行っている。 ② 長時間保育のための環境整備、保育内容の配慮を行っている。
3	保育上特に配慮を要する子どもへの対応
	(1) 保育上特に配慮を要する子どもへの対応 ① 障害児保育のための環境整備、保育内容の配慮を行っている。 ② アレルギー疾患のある子どもへの適切な対応ができている。 ③ 外国籍の子どもや帰国児童に対して適切な配慮をしている。 ④ 虐待防止に向けて適切な対応を心掛けている。
4	健康管理
	(1) 健康管理 ① 子どもの健康管理を適切に実施している。 ② 健康診断・歯科検診の結果について、保護者に伝達し、それを保育に反映させている。
5	保護者との連携
	(1) 保護者との連携 ① 保護者と緊密に連携を図り、保護者の保育参加を進めている。 ② 保護者組織の活動に対する援助や意見交換を行っている。 ③ 入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。